

経支第786号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年9月8日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ成田赤坂店
成田市赤坂三丁目4番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社カスミ 代表取締役 折本文孝 ほか
茨城県つくば市西大橋599番地1 ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,669㎡
- 4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,062㎡
- 5 変更前の駐車場の収容台数
230台
- 6 変更後の駐車場の収容台数
150台
- 7 変更前の荷さばき施設の位置及び面積
78㎡
- 8 変更後の荷さばき施設の位置及び面積
137㎡
- 9 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
38㎡
- 10 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量
41㎡
- 11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更

12 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和9年4月20日

- (2) 駐車場の収容台数

令和8年5月31日

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

令和9年4月20日

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和9年4月20日

- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

令和9年4月20日

二 届出年月日

令和8年8月19日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

- 四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年9月8日から令和9年1月8日まで

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757